

学校法人比治山学園役員の報酬等に関する規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、学校法人比治山学園（以下「本学園」という。）の寄附行為第22条及び第38条の規定に基づき、役員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程における用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤理事とは、専務理事又は常務理事をいい、次号に該当する教職員理事を除く。
- (3) 教職員理事とは、本学園の教職員（学長及び校長を含む。）として給与を支給している理事をいう。
- (4) 非常勤理事とは、理事長及び前2号以外の理事をいう。
- (5) 役員の報酬等とは、報酬、通勤手当をいう。
- (6) 退任慰労金等とは、退任慰労金及び特別功労金をいう。
- (7) 旅費等とは、役員としての職務執行に伴い生じる旅費（交通費、宿泊費等）、手数料、負担金等の費用をいう。

第2章 報酬等

(報酬等の支給)

第3条 役員の報酬等の支給については、次のとおりとする。

- (1) 理事長に対しては、報酬、通勤手当及び退任慰労金を支給する。
- (2) 常勤理事に対しては、報酬、通勤手当及び退任慰労金を支給する。
- (3) 教職員理事に対しては、役員としての報酬等及び退任慰労金等は支給しない。
- (4) 非常勤理事及び非常勤監事に対しては、報酬及び退任慰労金を支給する。
- (5) 常務監事に対しては、報酬、通勤手当及び退任慰労金を支給する。

(報酬等の額)

第4条 役員に対する報酬月額は、別表第1のとおりとする。

2 通勤手当の月額又は支給単位期間の額は、別表第2のとおりとする。

(報酬等の支給方法)

第5条 報酬等は、各月1日に在籍している役員に支給する。

2 役員に対する報酬等(次項に定めるものを除く。)の支給日は毎月15日とする。ただし、支給日が休日(金融機関の休業日を含む。)に当たる場合は、支給日に最も近い休日でない日に繰り上げて支給する。

3 通勤手当のうち、交通機関等の定期券に係る通勤手当の支給日は、当該交通機関等で発行されている6か月を超えない範囲内で最も長期の通用期間のものについて、定期券の通用期間の区切りごとに通用期間の最初の月の15日とする。ただし、支給日が休日(金融機関の休業日を含む。)に当たる場合は、支給日に最も近い休日でない日に繰り上げて支給する。

4 報酬等は、現金により本人に支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。

5 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

第3章 退任慰労金等

(退任慰労金の支給)

第6条 役員が退任した場合には、その者(死亡により退任した場合には、その遺族)に退任慰労金を支給する。

(退任慰労金の額)

第7条 退任慰労金の額は、別表第3のとおり役職在職年数(引続いた在職年数をいう。)に応じた額とする。ただし、役員在職年数に1年未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。

(退任慰労金の支給制限)

第8条 退任慰労金は、役員が、本学園の社会的信用を傷つけ、在任中に知り得た秘密を漏らし本学園に損害を与えた場合等において、理事会において減額又は不支給を適当と認める議決があったときには、議決に応じて減額又は非支給とする。

(遺族の範囲及び順位)

第9条 第6条に規定する遺族は、次に掲げる者とする。

- (1) 配偶者（役員の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）
 - (2) 子，父母，孫，祖父母及び兄弟姉妹で，役員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していたもの
 - (3) 前号のほか，役員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していた親族
 - (4) 子，父母，孫，祖父母及び兄弟姉妹で第2号に該当しないもの
- 2 前項に掲げる者が，退任慰労金を受ける順位は，前項各号の順位により，第2号及び第4号に掲げる者にあつては，同号に掲げる順位による。この場合において父母については養父母を先にし，実父母を後に，祖父母については養父母の父母を先にし，実父母の父母を後に，父母の養父母を先にし，父母の実父母を後にする。
- 3 退任慰労金の支給を受けるべき，同順位の者が2人以上ある場合には，その人数によって等分して支給する。
- （遺族からの排除）

第10条 次の者は，退任慰労金の支給を受けることができる遺族としない。

- (1) 役員を故意に死亡させた者
 - (2) 役員の死亡前にその役員の死亡によって，退任慰労金の支給を受けることができる先順位又は同順位の遺族となるべき者を故意に死亡させた者
- （退任慰労金の支給方法）

第11条 退任慰労金は，現金により本人に支給する。ただし，本人の同意を得れば，本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。

- 2 退任慰労金は，法令の定めるところによる控除すべき金額を控除して支給する。
 - 3 退任慰労金は，任期の満了，辞任又は死亡により退任した後1か月以内に支給する。
- （特別功労金の支給）

第12条 本学園に対する功労が特に大きかったと認められる役員には，退任慰労金のほか，特別功労金を支給することができる。

- 2 特別功労金の支給及び額は，理事会において決定する。
- 3 特別功労金の支給方法等は，退任慰労金の支給方法等に準じる。

第4章 旅費等

（旅費等の支給）

第13条 理事長の命令により，役員が出張した場合には，別表第4に定める旅費を支給

する。

- 2 役員が職務の執行に当たって旅費以外の手数料、負担金等の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(復命)

第14条 出張した役員は、出張終了後遅滞なく復命しなければならない。

第5章 補則

(公表)

第15条 本学園は、この規程をもって、私立学校法第63条の2第4号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(施行細則)

第16条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て、別に定める。

(改廃)

第17条 この規程の改廃は、評議員会の意見を聴いた上で、理事会の議決により行う。

附 則 (令和2年3月24日制定)

- 1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 学校法人比治山学園役員の報酬等に関する規程(平成17年2月25日制定)は、この規程の施行期日をもって廃止する。

附 則 (令和4年2月10日改正)

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

別表第1（第4条第1項関係）

役員報酬額

役職名	報酬月額
理事長	310,000円
常勤理事	700,000円
非常勤理事	20,000円
非常勤監事	40,000円
常務監事	200,000円

ただし、当分の間、理事長の報酬月額については、この表の額から5%、常勤理事の報酬月額については、この表の額から3%減額した額とする。

別表第2（第4条第2項関係）

通勤手当の額

- 1 自動車又は自転車等のいずれか一方を使用する場合の通勤手当の額は、次表の自動車又は自転車等の片道の使用距離の区分に応じ、1月につき、それぞれ同表に定める額。ただし、通勤距離が片道2キロメートル未満である者を除く。

自動車又は自転車等の片道の使用距離	通勤手当の額	
	自動車を使用する場合	自転車等を使用する場合
4 km未満	2,000円	2,000円
4 km以上6 km未満	3,500	
6 km以上10 km未満	5,000	2,200
10 km以上14 km未満	7,200	3,400
14 km以上18 km未満	9,400	4,600
18 km以上22 km未満	11,600	5,800
22 km以上26 km未満	13,800	7,000
26 km以上30 km未満	16,000	8,200
30 km以上34 km未満	18,200	9,400
34 km以上38 km未満	20,400	10,600
38 km以上42 km未満	22,600	11,800
42 km以上46 km未満	24,800	13,000
46 km以上50 km未満	27,000	
50 km以上54 km未満	29,200	
54 km以上58 km未満	31,400	
58 km以上62 km未満	33,600	
62 km以上66 km未満	35,800	

6 6 km以上 7 0 km未満	3 8, 0 0 0	
7 0 km以上 7 4 km未満	4 0, 2 0 0	
7 4 km以上 7 8 km未満	4 2, 4 0 0	
7 8 km以上 8 2 km未満	4 4, 6 0 0	
8 2 km以上 8 6 km未満	4 6, 8 0 0	
8 6 km以上 9 0 km未満	4 9, 0 0 0	
9 0 km以上 9 4 km未満	5 1, 2 0 0	
9 4 km以上 9 8 km未満	5 3, 4 0 0	
9 8 km以上	5 5, 6 0 0	

- 2 自動車及び自転車等のいずれも使用する場合の通勤手当の額は、自動車又は自転車等の片道の使用距離に応じ、1月につき、それぞれの交通の用具に係る前1に定める額の合計額（その額が片道の全距離を自動車のみを使用した場合に支給されることとなる額を超える場合は、自動車のみを使用した場合の額）ただし、通勤距離が片道2キロメートル未満である者を除く。
- 3 交通機関を利用し運賃を負担する場合の通勤手当の額は、通勤手当の支給単位期間につき、運賃、時間、距離等の事情に照らし最も経済的かつ合理的と認められる通常の通勤の経路及び方法により算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「1か月当たりの運賃等相当額」という。）が48,000円を超えるときは、支給単位期間につき、1か月当たりの運賃等相当額と48,000円との差額の2分の1を48,000円に加算した額に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1か月当たりの運賃等相当額の合計額が48,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、当該合計額と48,000円との差額の2分の1を48,000円に加算した額に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）なお、通勤距離が片道2キロメートル未満である者を除く。

別表第3（第7条関係）

役員としての在職年数		退任慰労金額
1年以上	5年まで	50,000円
6年以上	10年まで	100,000円
11年以上	15年まで	200,000円
16年以上	20年まで	300,000円

21年以上	25年まで	400,000円
26年以上		500,000円

別表第4（第13条第1項関係）

旅費

- 1 旅費は、経済的かつ合理的な通常の経路及び方法により出張した場合の旅費により、次表の旅費の区分ごとに定める旅費額等のおり計算する。ただし、職務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により経済的かつ合理的な通常の経路又は方法によって旅行し難い場合には、その現によった経路及び方法によって計算する。
- 2 役員が牛田キャンパス及び霞キャンパスの会議等に出席する場合の費用については、報酬等に含まれるものとする。ただし、居住地が広島県外の役員については、その路程にかかわらず、1日10,000円を旅費として支給する。

旅費の区分	旅費額等
鉄道賃	国内出張：旅客運賃、急行料金又は特別急行料金（片道50km以上）、座席指定料金 海外出張：実費額
船賃	乗船運賃（運賃が3階級に区分されている場合は中級の、2階級に区分されている場合は上級の運賃）、座席指定料金
航空賃	実費額
車賃等	路線バス等の実費額、自家用車利用の場合は、陸路1kmにつき24円、駐車場料金、有料道路料金
日当	宿泊を伴う場合は1日につき1,300円、1日4時間を超える出張の場合は1日につき650円
宿泊料	国内出張：1夜につき、甲地方13,100円・乙地方11,800円 海外出張：1夜につき、16,100円
食卓料	国内出張：水路旅行及び航空旅行の1夜につき、2,600円 海外出張：1夜につき、5,800円
支度料	海外出張に限り、次の費用の実費額 (1) 旅券交付手数料及び査証（ビザ）等申請手数料、(2) 外貨交換手数料、(3) 予防注射代、(4) 出入国税、(5) その他職務遂行のため特に必要と認められた経費

備考 「甲地方」及び「乙地方」とは、国家公務員等の旅費に関する法律別表第1の1備考に規定する甲地方及び乙地方をいう。